

九州地区国立大学九重共同研修所利用経費細則

平成16年度九大細則第14号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成26年3月28日
(平成25年度九大細則第18号)

(趣旨)

第1条 九州地区国立大学九重共同研修所規則（平成16年度九大規則第62号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づく利用者の経費については、この細則の定めるところによる。

(利用経費等)

第2条 利用者は、利用を開始する前までに、次の表に定める雑費、暖房費及び施設利用料（以下「利用経費等」という。）を九州大学財務部経理課に納付しなければならない。

| 区 分 | 料 金 |
|----------------------------|---------------------------|
| 雑費 | 1人1泊につき 520円 |
| 暖房費 | 暖房期間中（10月～5月）1人1泊につき 300円 |
| 施設利用料（規則第7条第2項の利用者が負担する経費） | 1人1泊につき 1,100円 |

2 前項の利用経費等は、還付しない。ただし、台風、降雪等の自然災害により、やむをえず利用を中止した場合は、この限りではない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大細則第17号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大細則第12号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大細則第18号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。